

福島県県南地方振興局と株式会社リクルートとの
産業人材の確保による地域活性化に関する連携協定

福島県県南地方振興局（以下「甲」という。）と株式会社リクルート（以下「乙」とい
う。）とは、相互の連携を強化し、福島県県南地域の産業人材の確保による地域活性化
の実現に資するため、次の協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有
効に活用した協働による活動を推進し、産業人材の確保による地域活性化の実現に資
することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につ
いて連携し協力する。

- (1) 県南管内企業の採用力強化に関すること
- (2) 県南地域の多様な働き方の推進に関すること
- (3) 移住を伴う産業人材の確保に関すること
- (4) 県南管内企業への就労者・移住者の定着に関すること
- (5) 県南地域の中小企業等におけるDXの推進に関すること
- (6) その他、地域活性化に資する取組に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うも
のとする。また、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途取
り決めるものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたって、甲及び乙は県内市町村との連携が
図られるように努めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、
必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、本協定の有効期

間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、
有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の
協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知りえた他の当事者の秘密
事項を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に書面による当事者の
承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれの署名の上、各自その1通
を所持する。

令和5年3月30日

甲：福島県白河市昭和町269番
福島県
県南地方振興局長

沖野 浩之

乙：東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー
株式会社リクルート
代表取締役社長

北村 吉弘